

県南広域振興局長告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和7年11月28日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 ゆだ錦秋湖停車場線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
和賀郡西和賀町大石43地割114番1地先から44番1地先まで	新	m 71.9~10.7	m 327.4
	旧	—	—

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 令和7年11月28日から令和8年1月5日まで

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 107号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
和賀郡西和賀町後口山国有林1008林班は1小班地先から大石43地割44番1地先まで	新	A m 112.7~10.7	m 1,730.4
		B 97.5~10.7	1,564.9
	旧	A 112.7~10.7	1,730.4

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 令和7年11月28日から令和8年1月5日まで